

高石市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

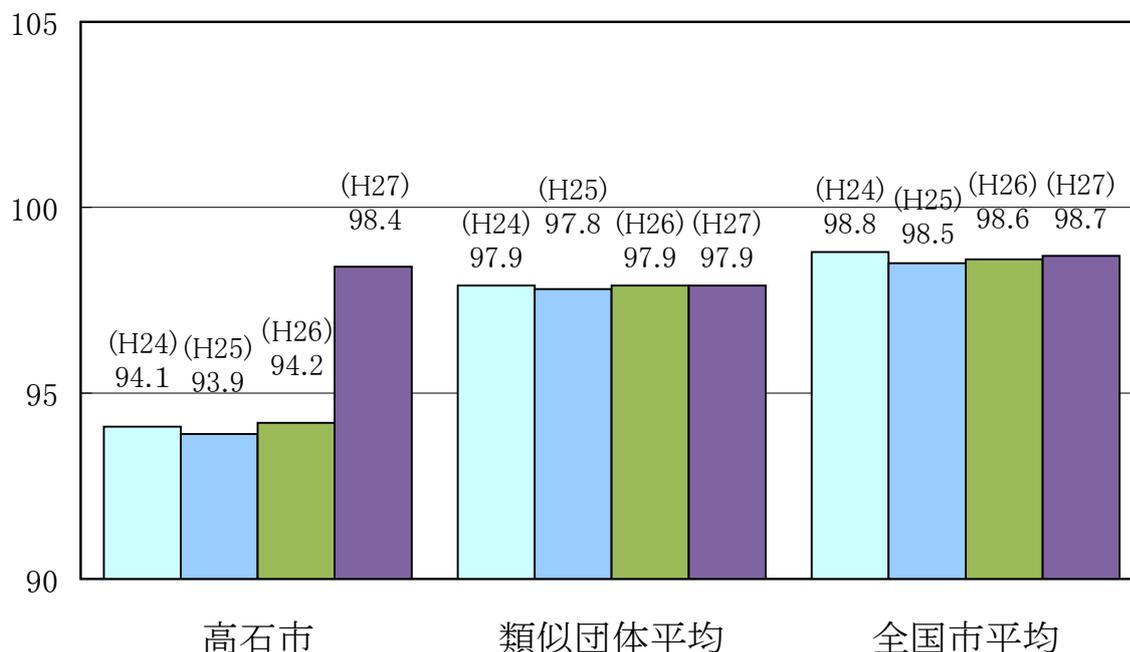
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	58,315	24,451,007	243,537	3,565,212	14.6	12.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 336	千円 1,300,299	千円 360,579	千円 538,043	千円 2,198,921	千円 6,544	千円 5,989

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成24年度から平成26年度までの3年間給与カットを行っていたが、給与カット終了のため平成27年4月1日のラスパイレス指数が上昇。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準12%に対し、高石市においては11%を支給。
(実施時期) 実施時期は未定。支給割合は引上げず、11%のまま。

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の 支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	12%	13%	14%	15%
高石市の支給割合	11%	11%	11%	11%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
(管理職特別勤務手当は平成26年12月10日実施、単身赴任手当は平成27年4月1日実施。)

(5) 特記事項

(給与減額措置の内容)

特別職

項目	内容		期間
給料	市長	20%の減額	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
	副市長 教育長	15%の減額	

一般職

項目	内容		期間
給料	部長級	9%の減額	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
	次・課長級	8%の減額	
	課長代理級	7%の減額	
	係長級	5%の減額	
	主任級	4%の減額	
	主事級	3%、2%の減額	

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高石市	42.5 歳	314,600 円	425,365 円	382,662 円
大阪府	42.6 歳	326,930 円	438,804 円	383,749 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.3 歳	319,936 円	394,984 円	355,183 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
高石市	50.5 歳	25 人	345,600 円	412,864 円	398,660 円	—	—	—	—
うち調理員	49.5 歳	21 人	347,881 円	405,134 円	399,772 円	調理士	42.5歳	267,200 円	1.51
うち業務員	51.6 歳	4 人	354,700 円	478,061 円	416,333 円	—	—	—	—
大阪府	51.3 歳	628 人	317,465 円	398,181 円	370,398 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	50.0 歳	32 人	317,404 円	355,113 円	338,663 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
高石市	— 円	— 円	—
うち調理員	6,488,502 円	3,551,100 円	1.83
うち業務員	6,888,260 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24～26年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(市:幼稚園)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高石市	46.7 歳	341,689 円	407,739 円	403,301 円
大阪府	39.9 歳	342,195 円	413,881 円	—
類似団体	39.9 歳	301,604 円	335,703 円	—

(注)1「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		高 石 市	大 阪 府	国
一般行政職	大 学 卒	180,800 円	180,800 円	総合職 187,700 円
	高 校 卒	151,800 円	146,500 円	一般職 174,200 円
技能労務職	高 校 卒	151,800 円	151,067 円	—
教 育 職 (市:幼稚園)	大 学 卒	180,800 円	201,900 円	—
	短 大 卒	163,600 円	179,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	254,950円	362,022円	382,263円	397,310円
	高 校 卒	203,767円	314,600円	356,900円	400,180円
技能労務職	高 校 卒	—	313,933円	346,400円	358,325円
教 育 職 (幼稚園)	大 学 卒	251,100円	361,000円	—	—
	短 大 卒	230,000円	321,567円	369,100円	379,814円

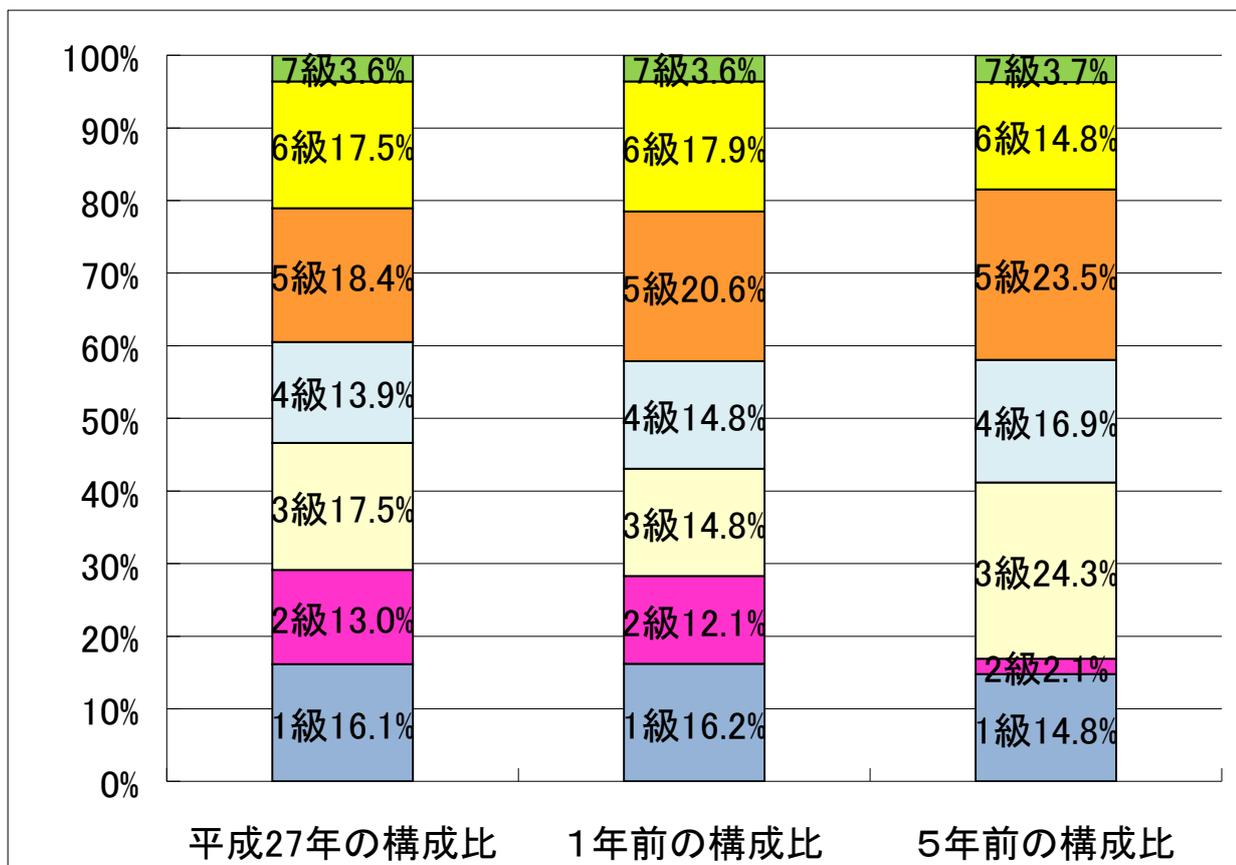
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
7級	参与・部長・理事	8人	3.6%	405,800円	466,300円
6級	次長・課長・参事	39人	17.5%	360,100円	442,600円
5級	課長代理・主幹	41人	18.4%	315,800円	407,900円
4級	係長・主査	31人	13.9%	258,300円	378,700円
3級	主任	39人	17.5%	223,900円	347,700円
2級	主事・技師	29人	13.0%	187,700円	301,900円
1級	主事・技師	36人	16.1%	137,600円	244,900円

(注) 1 高石市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績は反映していません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高石市	大阪府	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,482 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,679 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.5 月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.5 月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.5 月分 (1.45)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当への勤務成績は反映していません。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

高石市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.455 月分	27.405 月分	勤続20年	20.455 月分	27.405 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2%~45%)		
1人当たり平均支給額 9,879千円 23,942千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		164,923 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		459,395 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	11 %	全職員	14 %
地域手当補正後ラスパイレズ指数		96.7%	
(ラスパイレズ指数)		(98.4%)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレズ指数。

(補正前のラスパイレズ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		90 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		11,250 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		2.23 %	
手当の種類(手当数)		8種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納等実地徴収事務手当	市税・国民健康保険・介護保険担当職員	市税・国民健康保険料・介護保険料の滞納等実地徴収事務	日額 200円
清掃等作業手当	清掃等作業に従事した職員	清掃等作業	日額 300円
防疫作業手当	防疫作業に従事した職員	防疫作業	日額 300円
害虫等駆除作業手当	害虫等駆除作業に従事した職員	害虫等駆除作業	日額 300円
行路病人及び行路死亡人の収容護送手当	生活保護担当職員	行路病人又は行路死亡人の収容護送事務	(行路病人) 日額 1,000円 (行路死亡人) 日額 2,000円
死獣処理手当	死獣処理作業に従事した職員	死獣処理作業	1回 300円
有害物取扱作業従事手当	毒物、劇物等を取り扱う作業に従事した職員	毒物、劇物等を取り扱う作業	日額 150円
非常災害現場従事手当	風水害、地震、火災等において災害対策、救助等の現場作業に従事した職員	災害対策、救助等の現場作業	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度普通会計決算)	34,883 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度普通会計決算)	153,670 円
支給実績(26年度普通会計決算)	39,158 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度普通会計決算)	176,387 円

(6) その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	月額 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者なし1人目 11,000円 満16歳の年度始めから満22歳 年度末までの子5,000円加算	同じ		60,243 千円	383,713 円
	住居手当				
通勤手当	○交通機関利用者 ・1箇月当りの運賃相当額が55,000円以下については、運賃相当額 ・6箇月通勤定期券の価額を基礎とする	同じ		22,058 千円	89,666 円
	○交通用具利用者 ・距離に応じて支給(月額) 最高支給限度額 26,400円				
管理職手当	参与 85,000円 部長 73,000円 理事 63,000円 次長、会計管理者 58,000円 課長 53,000円 参事 42,000円 課長代理 34,000円 主幹 34,000円	異なる		56,901 千円	580,622 円
単身赴任手当	月額26,000円で、100km以上で距離に応じて加算し、2,500km以上で最高支給限度額58,000円	同じ		0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	○週休日又は祝日 7級(参与・部長・理事) 10,000円 6級(次長・課長・参事) 8,500円 5級(課長代理・主幹) 7,000円 ○平日深夜 7級(参与・部長・理事) 5,000円 6級(次長・課長・参事) 4,300円 5級(課長代理・主幹) 3,500円	異なる	○週休日又は祝日 一種 12,000円 二種 10,000円 三種 8,500円 四種 7,000円 五種 6,000円 ○平日深夜 一種 6,000円 二種 5,000円 三種 4,300円 四種 3,500円 五種 3,000円	669 千円	18,081 円

5 特別職の報酬等の状況(27年4月1日現在)

区分	給料	月額		等
		(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	市長	870,000 円	1,061,000 円 / 440,000 円	
	副市長	760,000 円	885,000 円 / 375,000 円	
報酬	議長	580,000 円	737,000 円 / 310,000 円	
	副議長	550,000 円	653,000 円 / 245,000 円	
期末手当	市長	(26年度支給割合) 4.10	月分	
	副市長	(26年度支給割合) 4.10	月分	
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数に100分の50を乗じて得た額	(1期の手当額) 20,880,000円	(支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数に100分の28を乗じて得た額	10,214,400円	任期毎

1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

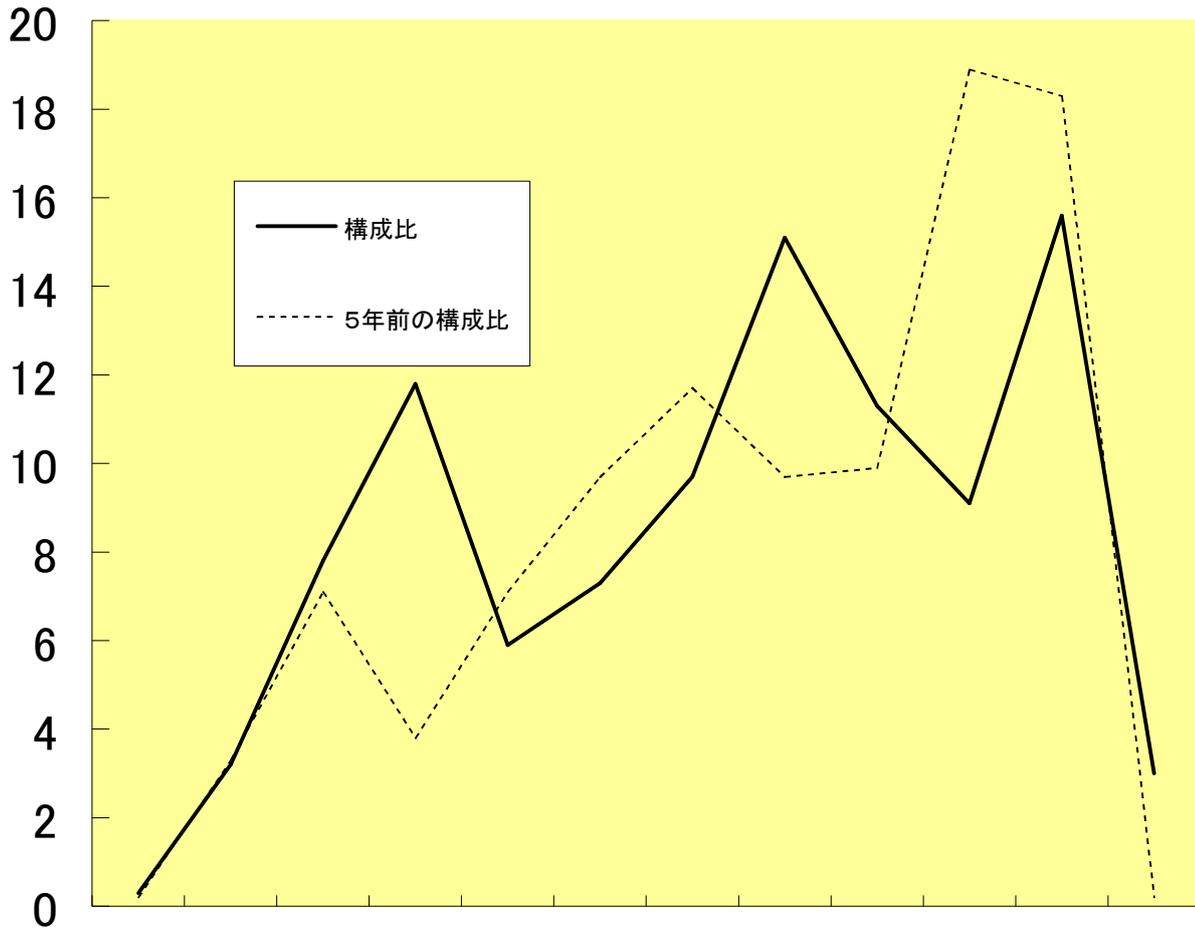
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議 会	5	5	0	事務の合理化 退職不補充 フルタイム再任用職員が再任用短時間勤務職員になったため 業務増
	総 務	78	77	-1	
	税 務	18	18	0	
	民 生	108	106	-2	
	衛 生	18	17	-1	
	一 般 行 政 部 門 労 働	2	2	0	
	農 水	2	2	0	
	商 工	2	2	0	
	土 木	43	44	1	
	計	276	273	-3	
	教育部門	61	59	-2	退職不補充
	小 計	337	332	-5	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.02 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.58 人)
公営企業等会計部門	水道	15	13	-2	正職員が再任用短時間勤務職員になったため
	下水道	6	6	0	
	その他	15	15	0	
	小 計	36	34	-2	
合 計		373	366	-7	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.86 人
		[549]	[549]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	33人	47人	24人	27人	32人	54人	39人	35人	51人	15人	366人

(3)職員数の推移

(各年4月1日現在)(単位:人・%)

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	310	295	289	281	276	273	-37 (12.0%)
教育	74	67	66	66	61	59	-15 (20.3%)
公営企業等会計	55	51	43	37	36	34	-21 (38.2%)
計	439	413	398	384	373	366	-73 (16.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 1,399,508	千円 -77,723	千円 140,701	% 10.1	% 15.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費8,522千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	政令指定都市を除く市町村 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 17	千円 61,305	千円 16,746	千円 24,924	千円 102,975	千円 6,057	千円 6,219

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(27年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
高石市水道事業	43.1 歳	332,130 円	470,568 円
団体平均(政令指定都市を除く市町村)	44.9 歳	348,021 円	517,229 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高石市水道事業			高石市(一般行政職・団体平均等)		
1人当たり平均支給額(26年度)			1人当たり平均支給額(26年度)		
1,466 千円			1,482 千円		
(26年度支給割合)			(26年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.6 月分	1.5 月分		2.6 月分	1.5 月分	
(1.45)月分	(0.7)月分		(1.45)月分	(0.7)月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%~20%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%~20%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

高石市水道事業			高石市(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.455 月分	27.405 月分	勤続20年	20.455 月分	27.405 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	0千円	25,182千円	1人当たり平均支給額	9,879千円	23,942千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		7,619 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		448,176 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全域	11 %	全職員	11 %

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		2 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		1,800 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		5.9 %	
手当の種類(手当数)		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害物取扱作業従事手当	有害物取扱作業従事手当作業に従事した職員	毒物・劇物等を取り扱う作業	日額150円
非常災害現場従事手当	暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象若しくは大規模な火災、爆発下等において災害対策、救助等の現場作業に従事した者又は勤務時間外に呼び出しを受けて漏水等の復旧作業に従事した職員	災害対策、救助等の現場作業又は勤務時間外に呼び出しを受けた漏水作業等の復旧作業	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	3,393 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	199,588 円
支給実績(26年度決算)	3,216 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	189,176 円

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	月額 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者なし1人目 11,000円 満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子5,000円加算	同じ		2,148 千円	238,667 円
	住居手当				
通勤手当	○交通機関利用者 ・1箇月当りの運賃相当額が55,000円以下については、運賃相当額 ・6箇月通勤定期券の価額を基礎とする	同じ		959 千円	79,917 円
	○交通用具利用者 ・距離に応じて支給(月額) 最高支給限度額 26,400円				
管理職手当	部長 73,000円 次長 58,000円 課長 53,000円 参事 42,000円 課長代理 34,000円 主幹 34,000円	同じ		2,401 千円	480,200 円
単身赴任手当	月額26,000円で、100km以上で距離に応じて加算し、2,500km以上で最高支給限度額58,000円	同じ		0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	○週休日又は祝日 7級(参与・部長・理事) 10,000円 6級(次長・課長・参事) 8,500円 5級(課長代理・主幹) 7,000円 ○平日深夜 7級(参与・部長・理事) 5,000円 6級(次長・課長・参事) 4,300円 5級(課長代理・主幹) 3,500円	同じ		0 千円	0 円